

埼玉県地域防災計画の改正について

背景・目的

平成 26 年 2 月の大雪災害

大雪庁内検証委員会

地域防災計画の修正

次の雪に備える

改正の方向性

～ 主体ごとにやるべきことを整理 ～

県民の役割

～ 出来ることは自分達でやる～

- 1 食料、飲料水、燃料、生活必需品の備蓄
- 2 除雪作業用品の装備と点検
- 3 気象情報の主体的な入手
- 4 地域コミュニティによる相互支援
- 5 積雪も考慮した施設(カポート、ビニールハウス等)検討
- 6 その他

市町村の役割

～ 地域特性を熟知し備える～

- 1 気象情報等の収集と市民への伝達
- 2 孤立のおそれのある地区の把握
- 3 避難所開設の前倒しなど孤立を生まない対策
- 4 市町村道の除雪
- 5 災害応急体制の確保と実施
- 6 その他

県の役割

～ 市町村支援と広域連携～

- 1 被災市町村や防災関係機関(警察・消防・自衛隊・ライフライン事業者等)との情報共有
- 2 大雪対応事前活動計画(埼玉版タイムライン)の作成
- 3 優先除雪道路を考慮した効率的な除雪
- 4 防災ヘリによる救出・救助や他機関からの受援
- 5 県民への情報発信
- 6 その他

県 態勢強化で下支え

県民への適切な情報発信

気象情報の取得方法、適切な対処行動の普及啓発
県の活動についての伝達・広報

連携による救助・救援活動

首長等とのホットラインによる情報共有
市町村の災害対応を現地で支援(市町村庁舎への県職員派遣を拡充)

迅速・広域的な支援体制の確保

気象警報の発令状況を踏まえた迅速な体制配備(災害即応室の設置等)
三県知事会等の他機関からの受援

これらの態勢強化は他の災害にも適用

改正の概要

～時間軸でやるべきことを体系化～

第1編 総則

第2編 震災対策編

地震への対策

(地震以外)

火山噴火降灰対策

東海地震の警戒宣言
に伴う措置

第3編 風水害編

主に台風・洪水・土砂災害への対策

(台風・洪水・土砂災害以外)

竜巻・突風等対策

大規模水害対策

雪害対策

第4編 複合災害編

第5編 広域応援編

第6編 事故災害対策編

雪害対策

予防事前対策

- 1 県民が行う雪害対策
- 2 情報通信体制の充実強化
- 3 雪害における応急対応力の強化
- 4 避難所の確保
- 5 孤立予防対策
- 6 建築物の雪害予防
- 7 道路交通対策
- 8 鉄道等交通対策
- 9 ライフライン施設雪害予防
- 10 農林水産業に係る雪害予防

応急対策

- 1 応急活動体制の施行
- 2 情報の収集・伝達・広報
- 3 道路機能の確保
- 4 警備・交通規制
- 5 救出・救助及び孤立地区への支援の実施
- 6 避難所の開設・運営
- 7 医療救護
- 8 ライフラインの確保
- 9 地域における除雪協力

復旧対策

- 1 長期化する雪害への対応
- 2 農業復旧支援
- 3 その他復旧対策
- 4 生活再建等の支援

雪害対策以外の主な改正内容

「備え」を充実し、埼玉の災害対策を底上げ

首都直下地震に備える-----	広域支援拠点の確保
避難生活の長期化に備える-----	電源・燃料の多重化
被災後の生活再建に備える-----	埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用
災害対策基本法改正に伴う修正-----	放置自動車対策の強化